

厚岸町規則第47号

厚岸町定数外職員取扱規則及び厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町定数外職員取扱規則及び厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(厚岸町定数外職員取扱規則の一部改正)

第1条 厚岸町定数外職員取扱規則(平成23年厚岸町規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

- 1 私は、成年被後見人又は被保佐人ではありません。
- 2 私は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者ではありません。
- 3 私は、過去2年の間に懲戒免職の処分を受けていません。
- 4 私は、暴力で政府を破壊する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入していません。
- 5 私は、憲法、法令、条例その他の規定に違反しないことを固く誓います。

を

- 1 私は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行中の者ではありません。
- 2 私は、過去2年の間に懲戒免職の処分を受けていません。
- 3 私は、暴力で政府を破壊する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入していません。
- 4 私は、憲法、法令、条例その他の規定に違反しないことを固く誓います。

に改める。

(厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「退職し、又は失職した」を「退職した」に改める。

第23条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。